

# 平成20年度の国民年金の加入・納付状況

社会保険庁

平成21年7月

# I 平成20年度の被保険者の状況

## 1 国民年金被保険者の動向

- 第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成20年度末現在で2,001万人と、前年度末と比べ35万人減少している。
- そのうち申請全額免除者数は平成20年度末現在で204万人となっており、前年度末と比べ3万人増加している。
- 平成20年度末の納付対象者数は1,480万人となっており、前年度末と比べ38万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成20年度末現在で52万人となっており、前年度末と比べ2万人減少している。

表1 国民年金被保険者の動向

(年度末現在、単位:万人)

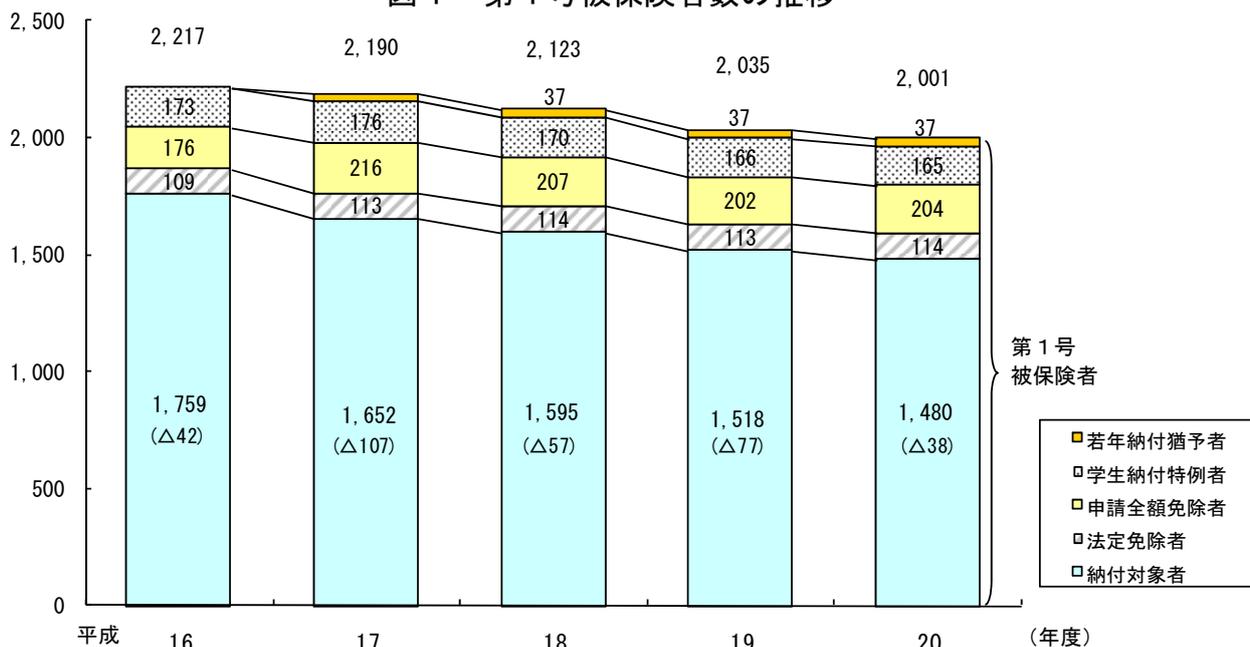
	第1号被保険者数 (任意加入を含む)	第1号被保険者数										任意加入被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)	厚生年金保険	第3号被保険者
		(再掲) 全額免除者					(再掲) 一部免除者								
		法定免除者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年納付猶予者	申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者							
平成16年度	2,217	2,183	458	109	176	173	41	41	34	3,713	3,249	1,099			
17	2,190	2,158	538	113	216	176	53	53	33	3,762	3,302	1,092			
18	2,123	2,091	528	114	207	170	56	26	21	8	3,836	3,379	1,079		
19	2,035	2,001	517	113	202	166	54	27	19	8	3,908	3,457	1,063		
20	2,001	1,966	521	114	204	165	52	27	17	8	(3,896)	3,444	1,044		

注1 被用者年金被保険者欄の( )内の数字は、共済組合の人数を平成19年度実績とした場合の暫定値である。

注2 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

(単位:万人)

図1 第1号被保険者数の推移



注1 納付対象者は、第1号被保険者から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いたものである。なお、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注2 納付対象者の( )内の数字は対前年度差である。

## 2 第1号被保険者の動向

### (1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成20年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は27.0%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多く、20歳到達による資格取得者は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：千人)

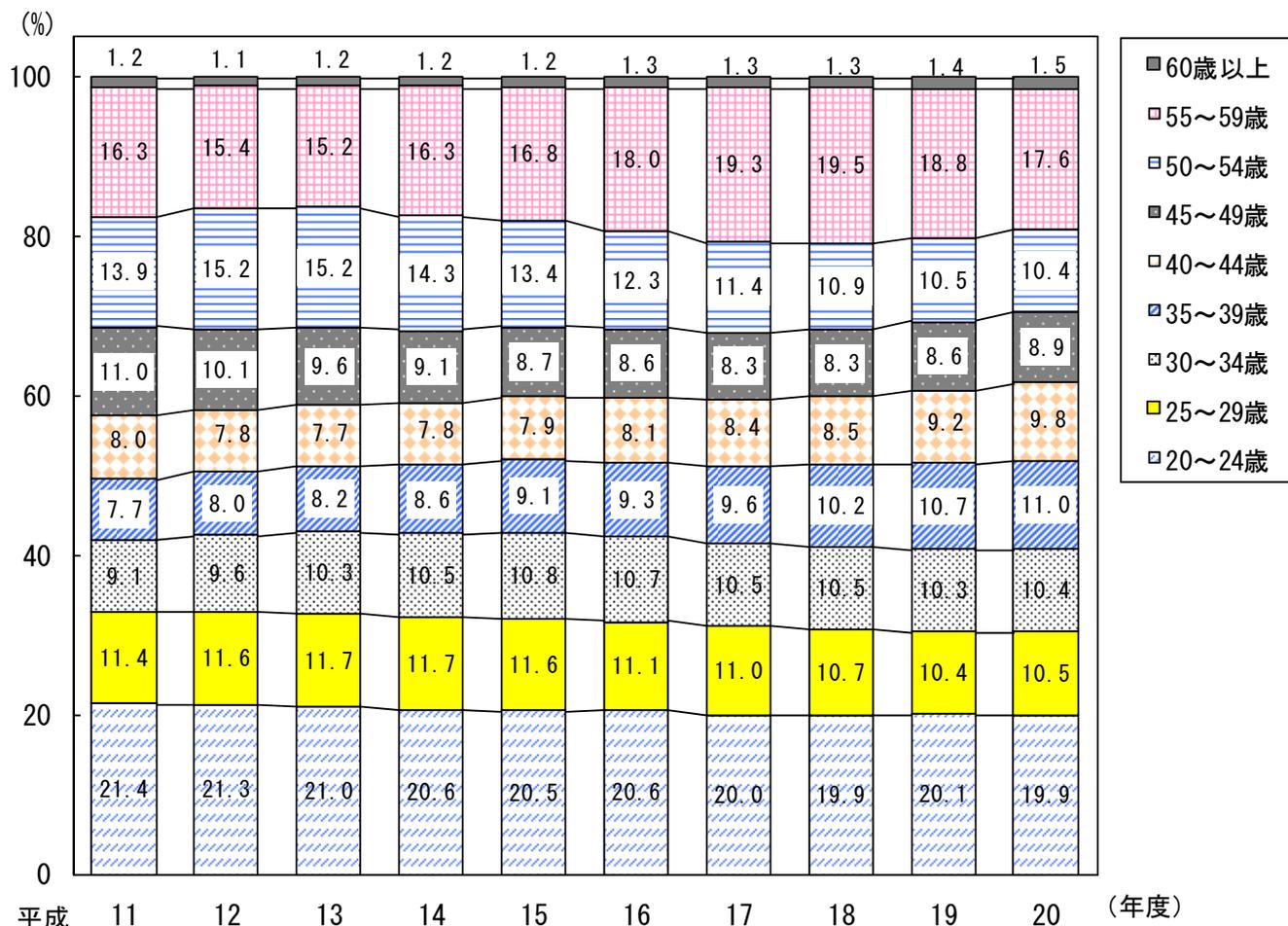
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成16年度	22,170	5,396	24.3	3,096	799	1,288	631	657
17	21,903	5,185	23.7	3,031	768	1,229	620	609
18	21,230	5,329	25.1	3,205	749	1,179	595	585
19	20,354	5,408	26.6	3,316	726	1,141	577	564
20	20,007	5,402	27.0	3,341	728	1,111	560	551

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

○ 第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が19.9%と最も高く、次に55～59歳が17.6%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注 第1号被保険者に任意加入被保険者を含んだ割合となっている。

表3 年齢階級別第1号被保険者数の推移

(各年度末現在、単位：万人)

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者 (任意加入含む)	2,118	2,154	2,207	2,237	2,240	2,217	2,190	2,123	2,035	2,001
20～24歳	452	460	463	460	459	456	438	424	409	399
25～29歳	241	250	258	261	259	246	242	227	212	211
30～34歳	193	207	228	235	242	237	231	222	210	208
35～39歳	163	172	181	193	205	207	211	218	218	221
40～44歳	170	167	170	175	177	180	185	181	187	195
45～49歳	233	217	212	203	196	191	183	177	175	178
50～54歳	295	327	335	320	300	272	250	232	213	207
55～59歳	345	331	335	364	375	399	423	415	383	352
60歳以上	25	25	25	26	28	29	28	27	29	30
平均年齢(歳)	39.8	39.7	39.6	39.7	39.6	39.7	40.0	40.0	39.9	39.7

注 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

## II 平成 20 年度の保険料納付状況

### 1 全国の保険料納付状況

#### (1) 納付率等の推移

- 平成 20 年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度に比べ 631 万月分 (3.5%) の減少となり、また、納付月数が前年度に比べ 735 万月分 (6.3%) の減少となったため、納付率は 62.1% と、前年度の 63.9% から 1.9 ポイントの低下となった。
- 平成 20 年度中に納付された過年度分の保険料の納付状況をみると、平成 19 年度分保険料の納付率は 66.7% となり、前年度の 63.9% から 2.8 ポイント上昇している。また、平成 18 年度分保険料の納付率は 70.8% となり、前年度の 69.0% から 1.7 ポイントの上昇、前々年度の 66.3% からは 4.5 ポイント上昇している。

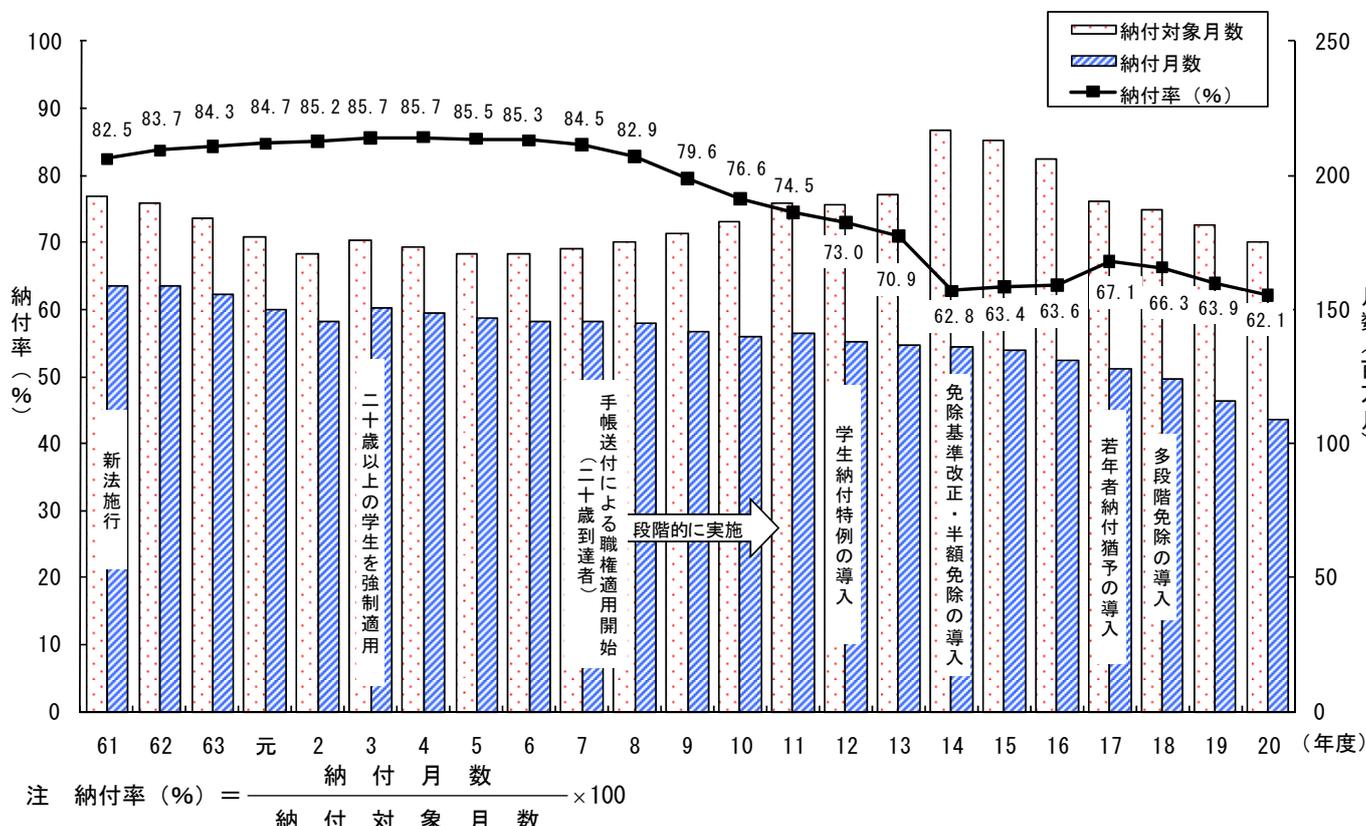
表 4 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位: 万月)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
納付対象月数	20,613 (△ 3.1)	19,060 (△ 7.5)	18,701 (△ 1.9)	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)
納付月数	13,111 (△ 2.8)	12,793 (△ 2.4)	12,396 (△ 3.1)	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)

注 納付対象月数及び納付月数の ( ) 内数値は、前年度比 (%) である。

図 3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)



納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数 (全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。) であり、納付月数はそのうち当該年度中 (翌年度 4 月末まで) に実際に納付された月数である。

表5 現年度分及び過年度分の納付率の推移

(単位：%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平成16年度分保険料	63.6	66.3 (2.7)	68.2 (2.0)		
平成17年度分保険料		67.1	70.7 (3.6)	72.4 (1.8)	
平成18年度分保険料			66.3	69.0 (2.8)	70.8 (1.7)
平成19年度分保険料				63.9	66.7 (2.8)
平成20年度分保険料					62.1

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であるため、例えば平成18年度分保険料の最終納付率は、平成20年度の欄の「70.8%」となる。

注3 ( )内は対前年度の伸び幅である。

(2) 納付月数の推移

○ 平成20年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億1,817万月分（対前年度比△6.6%）であり、そのうち当年度分は1億873万月分（対前年度比△6.3%）、過年度分は944万月分（対前年度比△9.2%）となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	対前年度比 (%)
総納付月数	14,218	13,987	13,540	12,648	11,817	△ 6.6
現年度分納付月数	13,111	12,793	12,396	11,609	10,873	△ 6.3
過年度分納付月数	1,107	1,194	1,144	1,039	944	△ 9.2
前年度分	647	699	618	584	528	△ 9.6
前々年度分	461	495	526	455	416	△ 8.6

(3) 年齢別の納付率

- 平成20年度の納付率を5歳階級別に前年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。
- 誕生年度別に納付率をみても、ほぼすべての年代で納付率が低下している。

図4 年齢階級別納付率

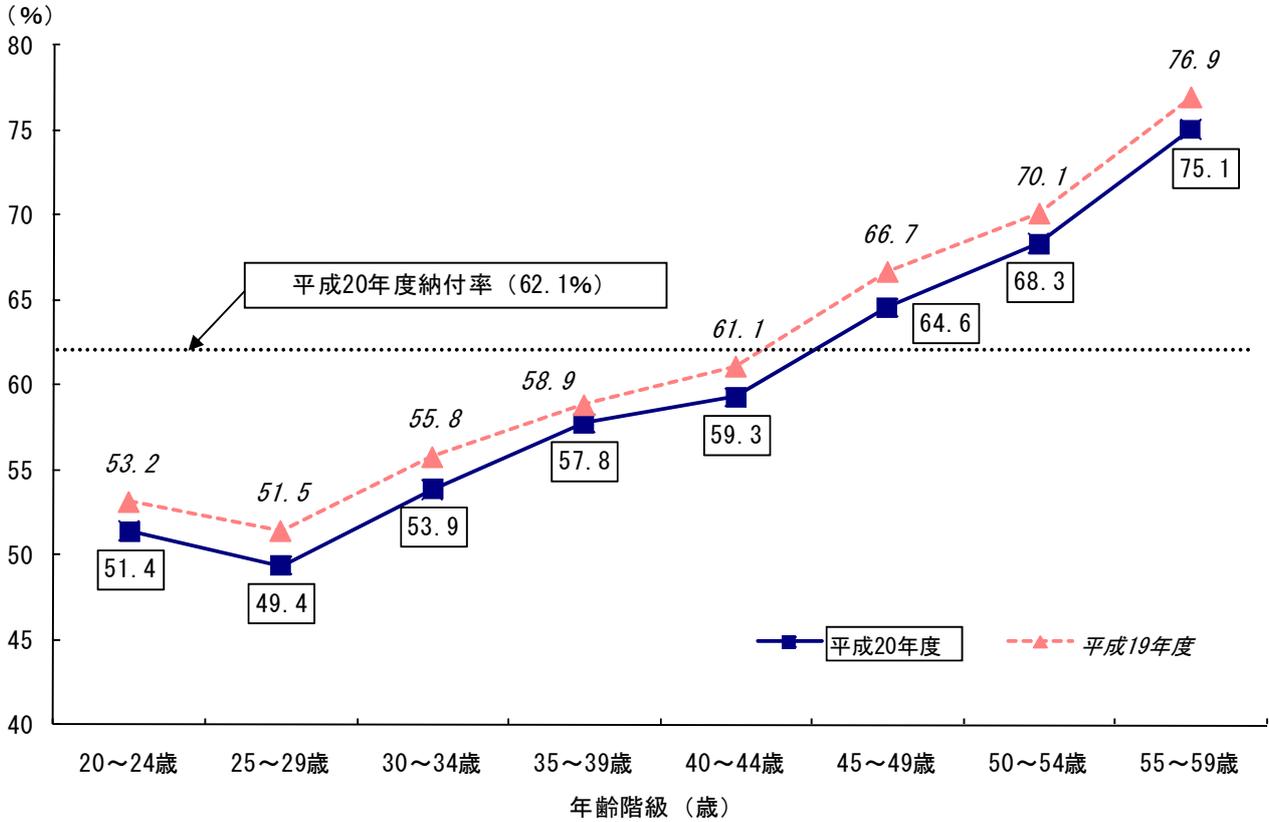
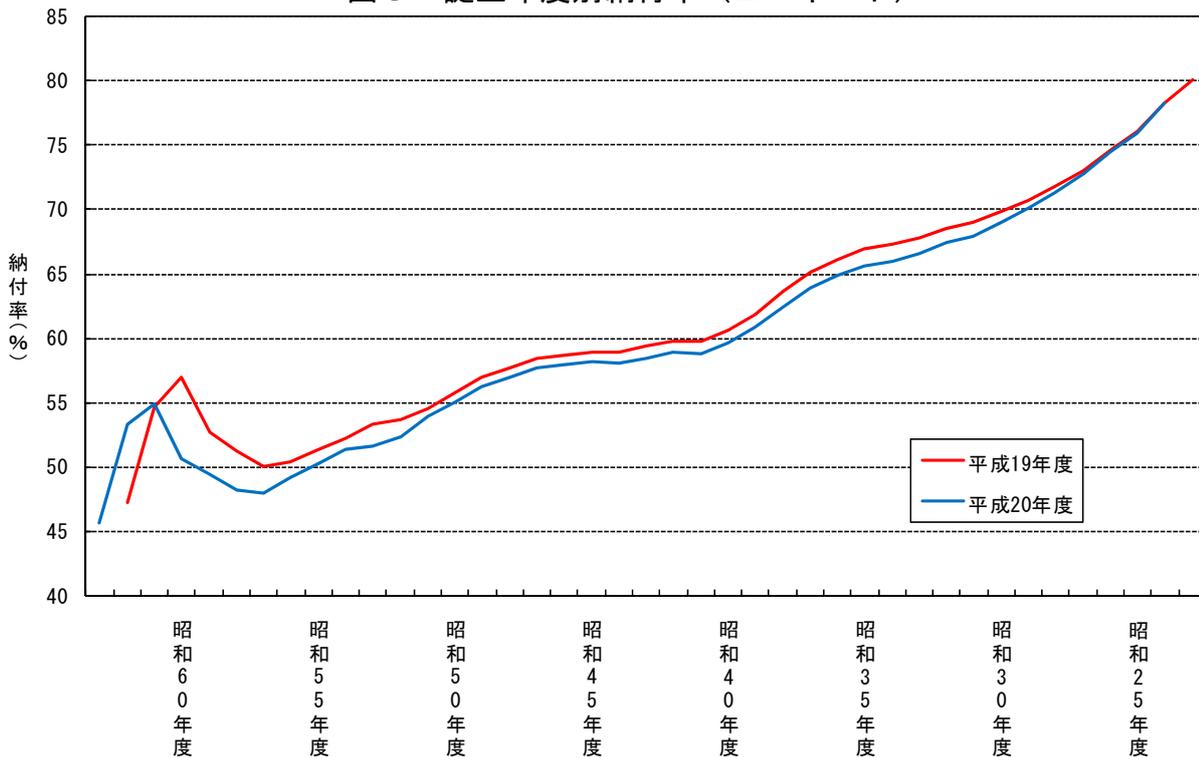


図5 誕生年度別納付率 (コーホート)



(4) 一部免除に係る状況

- 平成20年度における、保険料の一部を免除された納付対象月数は699.9万月となっており、前年度に比べ38.6万月減少している。また納付月数は235.8万月となっており、前年度に比べ12.3万月減少している。
- この結果、一部免除された保険料に係る納付率は33.7%となっており、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。

表7 一部免除の納付対象月数及び納付月数

(単位：万月)

		一部免除合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成17年度	納付対象月数	705.3	—	705.3	—
	納付月数	223.4	—	223.4	—
	納付率(%)	31.7	—	31.7	—
平成18年度	納付対象月数	762.0	266.0	413.4	82.7
	納付月数	243.2	87.0	142.9	13.4
	納付率(%)	31.9	32.7	34.6	16.2
平成19年度	納付対象月数	738.5	363.4	262.8	112.2
	納付月数	248.1	134.5	91.8	21.8
	納付率(%)	33.6	37.0	34.9	19.4
平成20年度	納付対象月数	699.9	355.0	238.0	106.9
	納付月数	235.8	134.6	79.6	21.6
	納付率(%)	33.7	37.9	33.4	20.2

(注) 各年度の数値は、現年度分である。

## 2 現年度分納付率の変化に係る分析

### (1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成20年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割（約1億3千万月）を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」については、20年度は64.2%と、前年度に比べて0.3ポイントの減少となっている。
- 「19年度全額免除だった者のうち20年度に納付対象者であったもの」については、全体と比べて納付率は低い傾向にある。
- 新規資格取得者についてみると、「3号から1号になった者」以外の納付率は低い傾向にある。

図6 被保険者属性別の納付対象月等の変化の状況

平成19年度の状況		平成20年度の状況	
1号資格喪失者 (納付率 66.5%)	19年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 81.9% (納付対象月 470万月)	納付対象月がある者	両年度とも納付対象月がある者 (納付率 64.1%)
	その他の資格喪失した者 (19年度中に2号に移行した者等) 納付率 61.6% (納付対象月 1,490万月)		
19年度は納付対象月があり、20年度は全額免除の者 (納付率 23.3%)	20年度末は申請全額免除者 納付率 23.1% (納付対象月 150万月)	納付対象月がある者	19年度全額免除だった者のうち20年度に納付対象者であったもの (納付率 30.6%)
	その他(20年度末学生納付特例者等) 納付率 23.5% (納付対象月 180万月)		
両年度とも納付対象月がある者 (納付率 64.5%)	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 64.5% (納付対象月 1億2,770万月)	納付対象月がある者	新規資格取得者 (納付率 52.3%)
	20年度中に60歳に到達した者 納付率 81.0% (納付対象月 830万月)		
	その他(この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等) 納付率 58.3% (納付対象月 2,260万月)		
			20歳に到達した者(注1) 納付率 46.8% (納付対象月 280万月)
			2号から1号になった者 納付率 59.5% (納付対象月 760万月)
			3号から1号になった者 納付率 75.3% (納付対象月 240万月)
			その他(注2) 納付率 19.5% (納付対象月 280万月)

注1 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が24.7%（納付対象月 170万月）、それ以外の者の納付率は78.9%（納付対象月 110万月）となっている。

注2 「その他」には、2号から1号になった者で届出の提出がないため職種適用を行った者等が含まれている。

(2) 納付率の変化の影響度

平成20年度の納付率（現年度分）を前年度からの変化（1.9ポイント減少）の影響度で見ると、次のとおりとなっている。

- 19年度のみ納付対象月がある者による影響 . . . 0.5ポイント
- 両年度とも納付対象月がある者による影響 . . . Δ0.3ポイント
- 20年度のみ納付対象月がある者による影響 . . . Δ2.0ポイント

表8 納付率変化の属性別影響度

		影響度
総数		Δ 1.9
納付対象月が ある者 19年度のみ	19年度中に資格を喪失した者	Δ 0.3
	19年度中に60歳到達	Δ 0.5
	その他19年度中喪失	0.2
	19年度は納付対象月があり、20年度は免除の者	0.8
	申請免除者	0.4
	学生納付特例者等	0.4
納付対象月 がある者 両年度とも	2年間引き続き対象月あり	Δ 0.2
	20年度中60歳到達	Δ 0.3
	その他（この2年間に資格喪失・取得を行った者等）	0.2
納付対象月 がある者 20年度のみ	19年度は免除者で20年度に納付対象月がある者	Δ 1.0
	申請免除者	Δ 0.5
	学生納付特例等	Δ 0.5
	新規資格取得者	Δ 1.0
	20歳到達	Δ 0.3
	2号から1号となった者	Δ 0.2
	3号から1号となった者	0.2
	その他（注2）	Δ 0.7

注1：掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

注2：「その他」には、2号から1号となった者で届出の提出がないため職権適用を行った者等が含まれている。

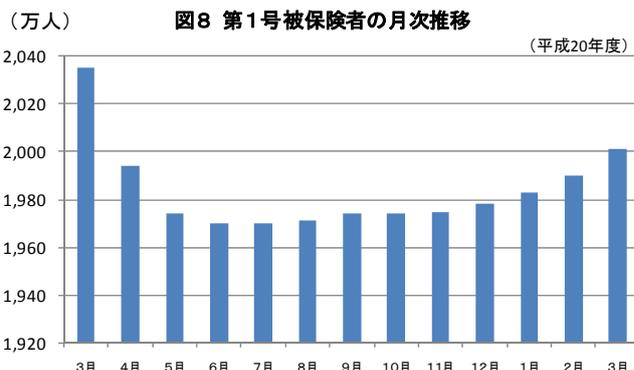
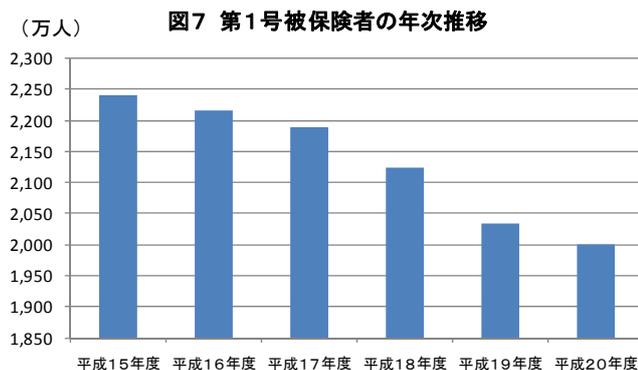
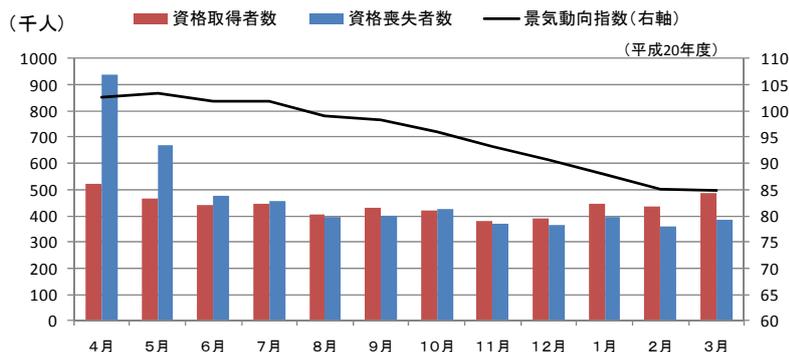


図9 第1号被保険者の資格取得者数及び喪失者数



(注)景気動向指数は、内閣府が発表している景気に関する総合指数であり、平成17年を基準(100)としている。

### Ⅲ 地域別の納付状況

#### (1) 納付率等が高い都道府県・低い都道府県

- 平成20年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、福井。反対に低かった下位3府県は、沖縄、大阪、長崎となっている。
- 平成20年度分保険料の納付率について、上昇した県はなく、反対に低下が大きかった下位3県は、鹿児島、岡山、愛媛となっている。

表9 納付率が高い都道府県

	平成20年度分（現年度分）		過年度の納付率及び伸び			
			平成19年度分（前年度分）		平成18年度分（前々年度分）	
	対前年度増減幅		対前年度伸び幅		対前年度伸び幅	
1	島根県 (75.9%)	和歌山県 (△0.3%)	島根県 (80.4%)	沖縄県 (+3.8%)	島根県 (83.4%)	東京都 (+2.4%)
2	新潟県 (74.5%)	大分県 (△1.0%)	秋田県 (79.0%)	北海道 (+3.5%)	秋田県 (82.9%)	大阪府 (+2.2%)
3	福井県 (74.0%)	宮崎県 (△1.0%)	新潟県 (79.0%)	岩手県 (+3.4%)	新潟県 (82.2%)	神奈川県 (+2.2%)

表10 納付率が低い都道府県

	平成20年度分（現年度分）		過年度の納付率及び伸び			
			平成19年度分（前年度分）		平成18年度分（前々年度分）	
	対前年度増減幅		対前年度伸び幅		対前年度伸び幅	
1	沖縄県 (40.2%)	鹿児島県 (△2.9%)	沖縄県 (46.7%)	岐阜県 (+2.0%)	沖縄県 (53.1%)	愛媛県 (+0.9%)
2	大阪府 (52.8%)	岡山県 (△2.7%)	大阪府 (57.7%)	三重県 (+2.1%)	大阪府 (62.2%)	岐阜県 (+0.9%)
3	長崎県 (57.5%)	愛媛県 (△2.7%)	東京都 (62.3%)	愛知県 (+2.2%)	東京都 (66.5%)	静岡県 (+1.2%)

#### (2) 市区町村規模別の納付状況

- 平成20年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村部が最も高く、政令指定都市及び特別区部で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で1.8ポイント、特別区部で1.6ポイント、その他の市部で1.9ポイント、町村部で1.9ポイント低下している。

表11 市区町村の規模別納付率の変化

	平成19年度（現年度分）			平成20年度（現年度分）			平成19年度から20年度の変化		
	納付対象月数（万月）	納付月数（万月）	納付率（%）	納付対象月数（万月）	納付月数（万月）	納付率（%）	対象月数の変化率（%）	納付月数の変化率（%）	納付率の差（ポイント）
政令指定都市	3,419	2,047	59.9	3,412	1,981	58.0	△0.2	△3.3	△1.8
東京23区	1,549	904	58.4	1,514	860	56.8	△2.3	△4.9	△1.6
その他の市	11,224	7,292	65.0	10,733	6,771	63.1	△4.4	△7.1	△1.9
町村	1,961	1,365	69.6	1,863	1,261	67.7	△5.0	△7.6	△1.9
全国合計	18,153	11,609	63.9	17,522	10,873	62.1	△3.5	△6.3	△1.9

(3) 各都道府県の納付状況

- 平成20年度分（現年度分）保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は全ての都道府県で低下している。
- 平成20年度分保険料の納付対象月数と納付月数をみると、全ての都道府県で減少している。

表 12 各都道府県別の納付状況

都道府県	平成20年度分 (現年度分)						過年度の納付率及び伸び			
	納付対象 月数 (千月)		納付月数 (千月)		納付率(%)		平成19年度分 (前年度分)		平成18年度分 (前々年度分)	
		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度差 (ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)
全 国	175,222	△ 3.5	108,731	△ 6.3	62.1	△ 1.9	66.7	2.8	70.8	1.7
北海道	7,214	△ 2.3	4,337	△ 5.9	60.1	△ 2.3	66.0	3.5	71.2	1.5
青森県	2,116	△ 5.3	1,269	△ 8.1	60.0	△ 1.8	64.9	3.1	68.9	1.5
岩手県	1,748	△ 4.3	1,254	△ 6.9	71.7	△ 2.0	77.1	3.4	80.3	1.7
宮城県	3,362	△ 3.2	2,018	△ 6.6	60.0	△ 2.2	65.4	3.2	69.6	1.7
秋田県	1,395	△ 4.1	1,028	△ 7.1	73.7	△ 2.3	79.0	3.0	82.9	1.3
山形県	1,512	△ 4.5	1,114	△ 6.1	73.7	△ 1.2	77.9	3.0	80.4	1.6
福島県	2,624	△ 4.3	1,711	△ 7.2	65.2	△ 2.0	70.1	2.9	72.9	1.5
茨城県	4,707	△ 4.2	2,781	△ 7.1	59.1	△ 1.8	63.3	2.4	66.9	1.5
栃木県	3,010	△ 4.4	1,823	△ 7.0	60.6	△ 1.7	64.8	2.5	67.9	1.4
群馬県	3,021	△ 3.9	2,001	△ 7.0	66.2	△ 2.2	71.1	2.7	73.6	1.3
埼玉県	10,669	△ 2.7	6,299	△ 5.8	59.0	△ 1.9	63.6	2.6	67.9	2.0
千葉県	9,193	△ 3.6	5,459	△ 6.5	59.4	△ 1.8	63.8	2.6	68.0	1.8
東京都	21,477	△ 2.4	12,393	△ 4.9	57.7	△ 1.5	62.3	3.1	66.5	2.4
神奈川県	12,616	△ 2.6	7,588	△ 5.5	60.1	△ 1.8	64.8	2.8	69.0	2.2
新潟県	2,909	△ 3.8	2,166	△ 5.8	74.5	△ 1.6	79.0	2.9	82.2	1.2
富山県	1,235	△ 4.6	901	△ 6.6	73.0	△ 1.6	77.2	2.6	79.8	1.5
石川県	1,425	△ 5.8	1,043	△ 7.5	73.2	△ 1.3	77.1	2.6	80.2	1.5
福井県	950	△ 5.1	703	△ 7.1	74.0	△ 1.6	78.3	2.7	81.0	1.3
山梨県	1,237	△ 4.0	874	△ 7.1	70.7	△ 2.3	75.7	2.7	77.8	1.3
山 梨 県	2,786	△ 3.1	1,988	△ 6.6	71.3	△ 2.7	76.6	2.6	81.0	1.3
岐阜県	2,884	△ 4.9	2,059	△ 7.1	71.4	△ 1.7	75.1	2.0	78.7	0.9
静岡県	5,224	△ 3.2	3,426	△ 6.7	65.6	△ 2.5	70.4	2.4	74.4	1.2
愛知県	10,003	△ 3.2	6,445	△ 6.1	64.4	△ 2.0	68.6	2.2	72.0	1.4
三重県	2,423	△ 4.4	1,674	△ 6.9	69.1	△ 1.9	73.1	2.1	76.8	1.3
滋賀県	1,682	△ 3.6	1,162	△ 5.9	69.1	△ 1.7	73.2	2.4	76.4	1.3
京都府	3,491	△ 3.7	2,193	△ 6.6	62.8	△ 1.9	67.1	2.3	70.0	1.3
大阪府	12,314	△ 3.4	6,499	△ 6.4	52.8	△ 1.7	57.7	3.2	62.2	2.2
兵庫県	6,939	△ 3.9	4,243	△ 6.6	61.2	△ 1.8	65.7	2.8	70.3	1.9
奈良県	1,880	△ 4.3	1,238	△ 6.3	65.9	△ 1.4	69.5	2.3	72.9	1.4
和歌山県	1,428	△ 6.9	1,018	△ 7.2	71.3	△ 0.3	74.1	2.5	76.0	1.3
鳥取県	677	△ 2.8	476	△ 6.4	70.2	△ 2.7	76.0	3.1	79.6	1.3
島根県	736	△ 5.3	558	△ 7.4	75.9	△ 1.7	80.4	2.8	83.4	1.2
岡山県	2,142	△ 3.0	1,378	△ 7.0	64.4	△ 2.7	70.1	3.0	74.5	1.7
広島県	3,424	△ 3.7	2,251	△ 6.3	65.7	△ 1.8	70.3	2.7	73.8	1.5
山口県	1,587	△ 5.6	1,121	△ 7.0	70.6	△ 1.1	74.6	2.9	77.0	1.3
徳島県	981	△ 4.4	635	△ 7.1	64.7	△ 1.9	69.1	2.5	73.5	1.2
香川県	1,140	△ 5.0	810	△ 7.2	71.0	△ 1.7	75.4	2.8	80.4	1.2
愛媛県	1,759	△ 4.2	1,237	△ 7.8	70.4	△ 2.7	75.3	2.2	78.9	0.9
高知県	959	△ 5.6	640	△ 7.8	66.7	△ 1.6	71.4	3.1	76.1	1.5
福岡県	5,864	△ 3.7	3,587	△ 6.9	61.2	△ 2.0	65.8	2.6	70.7	1.4
佐賀県	1,098	△ 4.2	735	△ 6.7	66.9	△ 1.8	71.9	3.2	75.9	1.6
長崎県	1,981	△ 3.4	1,139	△ 7.0	57.5	△ 2.2	62.5	2.8	66.9	1.6
熊本県	2,571	△ 4.2	1,621	△ 6.7	63.0	△ 1.7	67.8	3.0	72.1	1.7
大分県	1,210	△ 5.4	826	△ 6.7	68.2	△ 1.0	71.8	2.5	73.3	1.3
宮崎県	1,511	△ 5.1	942	△ 6.6	62.3	△ 1.0	66.6	3.3	69.2	1.6
鹿児島県	1,987	△ 2.2	1,213	△ 6.6	61.0	△ 2.9	66.5	2.6	71.2	1.4
沖縄県	2,121	△ 1.2	852	△ 7.3	40.2	△ 2.6	46.7	3.8	53.1	1.8

(参考1) 都道府県別の納付率の変化

(順位の網掛けは上位5位までの都道府県)

都道府県	平成19年度(現年度分)				平成20年度(現年度分)				平成19年度からの変化			
	対象月数 (千月)	納付月数 (千月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (千月)	納付月数 (千月)	納付率 (%)	順位	納付率 改善幅 (%)	順位	全国値への 影響度 (%)	順位
全 国	181,528	116,085	63.9		175,222	108,731	62.1		△ 1.9		△ 1.896	
北 海 道	7,382	4,608	62.4	36	7,214	4,337	60.1	38	△ 2.3	38	△ 0.095	41
青 森 県	2,234	1,380	61.8	40	2,116	1,269	60.0	40	△ 1.8	22	△ 0.022	20
岩 手 県	1,827	1,347	73.8	9	1,748	1,254	71.7	8	△ 2.0	33	△ 0.020	19
宮 城 県	3,474	2,160	62.2	38	3,362	2,018	60.0	39	△ 2.2	35	△ 0.041	35
秋 田 県	1,456	1,106	76.0	3	1,395	1,028	73.7	4	△ 2.3	40	△ 0.019	18
山 形 県	1,584	1,186	74.9	5	1,512	1,114	73.7	5	△ 1.2	5	△ 0.010	8
福 島 県	2,742	1,843	67.2	26	2,624	1,711	65.2	26	△ 2.0	32	△ 0.030	28
茨 城 県	4,913	2,992	60.9	43	4,707	2,781	59.1	42	△ 1.8	24	△ 0.049	37
栃 木 県	3,148	1,961	62.3	37	3,010	1,823	60.6	36	△ 1.7	18	△ 0.030	27
群 馬 県	3,144	2,151	68.4	21	3,021	2,001	66.2	22	△ 2.2	36	△ 0.038	33
埼 玉 県	10,969	6,687	61.0	42	10,669	6,299	59.0	43	△ 1.9	29	△ 0.117	45
千 葉 県	9,540	5,838	61.2	41	9,193	5,459	59.4	41	△ 1.8	23	△ 0.095	42
東 京 都	22,004	13,037	59.2	45	21,477	12,393	57.7	44	△ 1.5	8	△ 0.189	47
神 奈 川 県	12,958	8,030	62.0	39	12,616	7,588	60.1	37	△ 1.8	25	△ 0.131	46
新 潟 県	3,023	2,299	76.0	2	2,909	2,166	74.5	2	△ 1.6	10	△ 0.026	24
富 山 県	1,294	965	74.6	6	1,235	901	73.0	7	△ 1.6	9	△ 0.011	14
石 川 県	1,513	1,127	74.5	7	1,425	1,043	73.2	6	△ 1.3	6	△ 0.011	11
福 井 県	1,002	757	75.6	4	950	703	74.0	3	△ 1.6	11	△ 0.009	4
山 梨 県	1,289	941	73.0	12	1,237	874	70.7	13	△ 2.3	39	△ 0.016	16
長 野 県	2,876	2,128	74.0	8	2,786	1,988	71.3	10	△ 2.7	43	△ 0.042	36
岐 阜 県	3,033	2,217	73.1	10	2,884	2,059	71.4	9	△ 1.7	15	△ 0.028	26
静 岡 県	5,394	3,671	68.1	23	5,224	3,426	65.6	25	△ 2.5	41	△ 0.074	40
愛 知 県	10,337	6,864	66.4	29	10,003	6,445	64.4	28	△ 2.0	31	△ 0.112	43
三 重 県	2,534	1,799	71.0	17	2,423	1,674	69.1	17	△ 1.9	28	△ 0.026	23
滋 賀 県	1,745	1,235	70.8	18	1,682	1,162	69.1	18	△ 1.7	17	△ 0.016	17
京 都 府	3,624	2,347	64.8	30	3,491	2,193	62.8	31	△ 1.9	30	△ 0.039	34
大 阪 府	12,750	6,940	54.4	46	12,314	6,499	52.8	46	△ 1.7	13	△ 0.116	44
兵 庫 県	7,222	4,544	62.9	35	6,939	4,243	61.2	34	△ 1.8	20	△ 0.070	39
奈 良 県	1,964	1,321	67.3	25	1,880	1,238	65.9	23	△ 1.4	7	△ 0.015	15
和 歌 山 県	1,534	1,097	71.5	16	1,428	1,018	71.3	11	△ 0.3	1	△ 0.002	1
鳥 取 県	697	508	72.9	13	677	476	70.2	16	△ 2.7	44	△ 0.011	9
島 根 県	777	603	77.6	1	736	558	75.9	1	△ 1.7	19	△ 0.007	3
岡 山 県	2,208	1,482	67.1	27	2,142	1,378	64.4	29	△ 2.7	46	△ 0.034	31
広 島 県	3,555	2,402	67.6	24	3,424	2,251	65.7	24	△ 1.8	26	△ 0.036	32
山 口 県	1,682	1,206	71.7	15	1,587	1,121	70.6	14	△ 1.1	4	△ 0.010	7
徳 島 県	1,026	683	66.6	28	981	635	64.7	27	△ 1.9	27	△ 0.011	10
香 川 県	1,201	873	72.7	14	1,140	810	71.0	12	△ 1.7	14	△ 0.011	12
愛 媛 県	1,835	1,342	73.1	11	1,759	1,237	70.4	15	△ 2.7	45	△ 0.027	25
高 知 県	1,016	694	68.3	22	959	640	66.7	21	△ 1.6	12	△ 0.009	6
福 岡 県	6,093	3,852	63.2	34	5,864	3,587	61.2	33	△ 2.0	34	△ 0.069	38
佐 賀 県	1,146	788	68.7	20	1,098	735	66.9	20	△ 1.8	21	△ 0.011	13
長 崎 県	2,050	1,225	59.7	44	1,981	1,139	57.5	45	△ 2.2	37	△ 0.025	22
熊 本 県	2,685	1,738	64.7	31	2,571	1,621	63.0	30	△ 1.7	16	△ 0.025	21
大 分 県	1,279	885	69.2	19	1,210	826	68.2	19	△ 1.0	2	△ 0.007	2
宮 崎 県	1,592	1,008	63.3	33	1,511	942	62.3	32	△ 1.0	3	△ 0.009	5
鹿 児 島 県	2,032	1,298	63.9	32	1,987	1,213	61.0	35	△ 2.9	47	△ 0.032	30
沖 縄 県	2,147	920	42.8	47	2,121	852	40.2	47	△ 2.6	42	△ 0.032	29

注 「全国値への影響度」は、当該都道府県によって全国の納付率がどの程度上昇(低下)したか(当該都道府県における平成20年度の納付月数が19年度と同じ納付率水準だった場合と比較して、全国の納付率の実績がどの程度上回っているか)を示したものである。

(参考2) 都道府県別全額免除割合の変化

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
				(年度末現在、%)	
	平成19年度①	平成20年度②	差(②-①)	平成19年度	平成20年度
全 国	25.8	26.5	0.6	2.7	2.6
北 海 道	32.5	33.1	0.5	3.6	3.4
青 森 県	32.3	33.2	0.9	6.1	5.9
岩 手 県	28.9	30.0	1.1	6.3	6.7
宮 城 県	26.9	27.1	0.2	3.9	3.7
秋 田 県	30.4	30.8	0.5	6.7	6.6
山 形 県	25.1	25.7	0.6	4.4	4.6
福 島 県	28.2	29.2	0.9	5.3	5.3
茨 城 県	22.4	22.7	0.3	1.9	1.7
栃 木 県	23.3	24.1	0.7	2.7	2.9
群 馬 県	23.0	23.5	0.5	3.0	2.8
埼 玉 県	19.1	20.0	0.9	1.2	1.3
千 葉 県	19.5	19.9	0.3	1.1	1.2
東 京 都	19.1	19.3	0.2	1.2	1.2
神 奈 川 県	19.0	19.7	0.7	1.1	1.1
新 潟 県	25.6	26.3	0.7	3.3	3.5
富 山 県	23.1	24.1	1.0	2.1	2.1
石 川 県	25.0	26.4	1.4	2.9	3.1
福 井 県	24.4	25.7	1.3	3.5	3.6
山 梨 県	26.1	27.0	0.9	4.1	4.1
長 野 県	23.2	23.7	0.5	3.2	2.7
岐 阜 県	20.5	21.6	1.2	2.4	2.3
静 岡 県	20.0	20.2	0.2	1.9	1.6
愛 知 県	29.2	30.0	0.9	2.5	2.5
三 重 県	30.1	31.0	1.0	2.8	2.8
滋 賀 県	20.2	20.7	0.5	1.8	1.6
京 都 府	23.2	23.7	0.5	2.1	2.1
大 阪 府	26.6	27.2	0.6	2.8	2.3
兵 庫 県	31.7	32.9	1.2	3.0	2.8
奈 良 県	30.5	31.4	0.9	2.2	2.4
和 歌 山 県	32.3	33.8	1.6	3.7	4.0
鳥 取 県	33.5	34.3	0.8	4.7	4.8
島 根 県	30.6	31.7	1.1	4.1	4.4
岡 山 県	30.9	30.3	△ 0.6	3.0	2.7
広 島 県	27.9	28.6	0.7	2.9	2.7
山 口 県	31.1	32.6	1.5	4.2	4.4
徳 島 県	32.1	34.0	1.9	2.7	2.8
香 川 県	29.0	29.7	0.7	2.8	2.7
愛 媛 県	34.5	35.3	0.8	4.1	3.0
高 知 県	35.7	36.0	0.3	4.5	3.3
福 岡 県	36.1	36.9	0.7	3.2	3.3
佐 賀 県	30.9	32.0	1.0	4.5	4.7
長 崎 県	31.3	32.2	0.9	4.2	4.1
熊 本 県	28.9	30.6	1.7	3.5	4.1
大 分 県	36.1	38.0	1.9	5.3	6.1
宮 崎 県	33.0	34.5	1.5	5.8	6.5
鹿 児 島 県	37.5	36.9	△ 0.6	4.9	4.9
沖 縄 県	43.3	43.0	△ 0.3	4.7	4.1

注1 全額免除割合 (%) =  $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

注2 一部免除割合 (%) =  $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$